

障害者福祉システム等標準化検討会 手当ワーキングチーム（第2回）議事概要

日時：令和3年10月13日（水）13:40～16:00

場所：日本コンピューター株式会社 汐留シティセンター10F セミナールームA・B 及びWEB会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部教授
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所社長
出席	塩入 直美	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター調整課 課長代理
出席	幡中 知子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課 副主査（代理出席）
出席	宮田 宏之	小山市総務部情報政策課 主任
出席	新宅 怜夫	千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課 主査
出席	田中 沙織	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主任主事
出席	宮澤 奈津美	葛飾区政策経営部情報システム課 主任
出席	清水 隆	二宮町健康福祉部福祉保険課 主事
欠席	田原 克志	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
欠席	矢田貝 泰之	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
欠席	巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 老健局介護保険計画課 社会・援護局障害保健福祉部企画課 併任
出席	高相 泰忠	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
欠席	井上 明子	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 データ解析専門官

（オブザーバー）

欠席	伊藤 豪一	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	前田 みゆき	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	池端 桃子	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	清水 康充	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	米井 駿	デジタル庁統括官付参事官付
出席	羽田 翔	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官

【議事次第】

1. 開会
2. 第2回 WT の検討概要
3. 1.1 版案への反映
4. その他

【議事概要】

○厚労省情参室

- ・ 本日の手当WTより東京都、大阪府の構成員に新たに参画していただいている。特別児童扶養手当については都道府県、政令市が認定を行っている一方で各福祉手当については都道府県、市、または福祉事務所を設置している町村が認定を行っており、手当によって認定の権限が異なる。そのため、市町村事務の標準化を図ることによって、直接的、または間接的に都道府県の事務に影響を与える可能性がある。こうした観点から、年度末に向けて標準仕様書【第1.1版】を検討するにあたり都道府県の構成員からも意見をいただくことで、よりよい標準仕様書に改定することを目的としている。

○後藤構成員

- ・ (資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】(案)_履歴有」35ページ)「表3-9アクセスログ管理(実装必須機能)」に住民税情報あるいは住民記録情報の参照ログを管理できること、とあるが、障害者福祉システム側で参照ログを管理する必要はなく、参照される側の住民税システム、住民記録システム側で参照されたログを管理すればいいのではないかと。また、昨年度も意見をさせていただいているが、住民記録や住民税のサブセットを障害者福祉システム側で保持しているということであれば、その辺りも含めて事務局より説明をお願いしたい。
 - ⇒ (事務局) 意見いただいた箇所の参照ログについては、住民記録や住民税のサブセットデータを障害者福祉システムに独自に取込んでいる場合も該当するが、住民記録や住民税のデータを直接参照する場合も該当する。いずれの場合に関しても障害者福祉システムの担当職員が誰のデータをいつ参照したかをアクセスログとして管理することで、過去に遡ってトレースできることを目的としている。
 - ⇒ (後藤構成員) 住民税の情報を参照したのであれば、住民税側のシステムでログを管理すればいいだけで、障害者福祉システム側で管理する必要はないと考える。また、住民税のサブセットを障害者福祉システム側で保持する前提であれば、障害者福祉システム側で保持することが適切なのかも踏まえて、厚生労働省と検討をお願いしたい。その上で、アクセスログに必要な機能なのかどうかを検討いただきたい。
 - ⇒ (事務局) 住民記録については昨年度より検討会の場でも検討をさせていただき、オールインワンシステムを除いた、現行の障害者福祉システムのほとんどが、住民記録システムから連携されたデータを独自に保持して運用をしていると説明をさせていただいたと認識している。今回の住民税については、住民税システムから連携された住民全員のデータを保持しているのか、障害者福祉システムで対象となる対象者のみの制度上必要な税情報のみ障害者福祉システム側で保持しているのかはシステム毎に異なるため、アクセスログとしてどこまで記載するのかは検討する必

要があると認識している。ただし、ここでの記載のポイントは、障害福祉部門の職員が誰の住民情報、住民税情報を参照したのかという参照ログを障害者福祉システム側でも管理すべきとして記載している。

- ⇒（後藤構成員）本検討会、本ワーキングチームは障害者福祉システムの機能として検討を行っている」と認識している。住民税システムの情報を障害福祉部門の職員が参照した場合の参照ログを管理するとの話であるが、それを障害者福祉システム側の仕様書に記載する必要はないと思っている。それは、住民税システム側の仕様書の中で定めれば、事は足りると考えるからである。
- ⇒（厚労省情参室）SOE/SORの観点からは後藤構成員の意見の通りであるが、ゼロトラストの観点からはログの取得が必要となる。データ要件、連携要件、システム構成やアーキテクチャに関わる部分に影響するものでもあるため、今後、デジタル庁から示される要件も参考にしながら、整理させていただくのが望ましいと考えている。
- ⇒（事務局）現在、デジタル庁とデータ要件、連携要件について調整をしているところでもあるため、一度、事務局として関係各所と調整し検討する。（検討課題一覧No243）

○後藤構成員

- ・申請時に添付書類が足りない場合、一旦、受付を行ってから、後日、添付書類の提出を求めているか、あるいは全て揃ってから再度、申請するような運用をしているか教えてほしい。
- ⇒（葛飾区構成員）申請書類については、一旦受け付け、不足書類は郵送等で後日提出をいただく運用をとっている。また、その場合の申請日は最初に申請書類を提出した日としている。
- ⇒（船橋市構成員）葛飾区と同様の運用を行っているが、受理した日は全ての添付書類が揃った日としている。その上で、申請が認定された場合、手当の支給開始月は受理日を起算としている。
- ⇒（小山市構成員）小山市では書類が全部そろった段階で受付をしている。そのため、一度窓口に来られても、書類が揃っていなければ一度、持ち帰っていただいている。
- ⇒（後藤構成員）自治体によって運用が異なるが、適切な考え方について厚労省障害部より説明をいただきたい。
- ⇒（厚労省障害部）現在はコロナ禍でもあるため、まずは請求書を受け付けて、診断書等は後日でも差し支えないという取扱いを各自治体へ通知している。コロナ禍でない場合の運用としての整理については、現時点で確認できていない。
- ⇒（後藤構成員）機能帳票要件の中で添付書類の再提出の運用を意識した申請日と受付日を管理項目として用意されており、住民の不利益にならないような対応がされているが、実際には自治体の裁量により運用されている実態がある。そのため、システムの中でそういった差異が標準化されれば良いと思い意見を述べた。

○後藤構成員

- ・現況届に関して、児童手当では現況届を廃止する方向と聞いているが、国制度手当、特別児童扶養手当ではどう整理されているか。
- ⇒（厚労省障害部）国制度手当、特別児童扶養手当の現況届については廃止する予定はない。
- ⇒（後藤構成員）障害者の各手当における現況届の目的は所得状況の確認だと認識しているが、情報連携を利用すれば前市町村の所得情報も確認できるため、現況届を提出する必要性が薄れているのではないかと思います。意見を述べさせていただいた。

- ⇒（事務局）障害者の手当については、入院、入所の関係、および年金の受給状況を現況届にて確認している。年金情報については別の手段で確認することも可能であるが入院、入所の確認は別の手段での確認が難しいため、現況届として提出していると認識している。
- ⇒（厚労省障害部）事務局からの発言の通りで、所得のみならず現況状況も含めて確認する必要があるため、現況届を廃止することにはなっていない。

○厚労省情参室

- ・特別児童扶養手当の場合、政令市を除いて都道府県に決定権限があるため、都道府県が帳票の様式を定めていると認識している。場合によっては都道府県が印刷した紙を、管轄の市町村へ配布し、使用するようお願いしていると思うが、その中で、資料2の「4. 帳票レイアウト変更の対応例について」の対応を行った場合、事務運用上、影響がないか確認させてほしい。
- ⇒（東京都構成員）東京都では、都で印刷した各様式の紙を管轄の市区町村に配布し、使用してもらっている。また、各様式については国が定めた様式に即した様式にしている。
- ⇒（厚労省情参室）東京都が独自に追加した項目はないという認識で問題ないか。
- ⇒（東京都構成員）特別大きな変更等を行っていない認識である。
- ⇒（大阪府構成員）大阪府も運用としては東京都と同様に、大阪府が印刷した紙を管轄の市町村へ送付し、使用してもらっている。様式自体は国の様式を参考に変更している。
- ⇒（厚労省情参室）事務局より説明があった様式に切り替えた場合、運用上、支障はないか。
- ⇒（大阪府構成員）様式については細かい箇所はこれから確認になると考えているが、標準準拠システムの扱いを、大阪府としてどのように考えればいいのか。
- ⇒（厚労省情参室）標準化法では都道府県もシステムを使って処理する場合、標準準拠システムを使用することが義務付けられるが、現時点では標準準拠システムを利用する義務化の範囲を市区町村側のみにとすることとし、これから定める予定の基準省令において、実施主体が市区町村の事務に絞り込むことを考えている。しかしながら大都市特例により、都道府県が行っている事務を政令市に委任しており、都道府県と同様に認定事務等を行う場合、標準準拠システムの標準様式を政令市が使用することになるため、翻って、都道府県も標準準拠システムの標準様式を使っていただくことにより、事務の効率が図られるのであれば、積極的に都道府県にも標準様式を利用いただくように話を進めることも考えられる。その観点から、標準様式の対応として都道府県への影響範囲を確認させてほしい。
- ⇒（厚労省情参室）大阪府では申請書様式は各市町村で定めているとのことだが、その他の自治体でも同様に申請書様式は様々なのか。
- ⇒（船橋市構成員）特別児童扶養手当については、千葉県が定めた様式を使用している。
- ⇒（小山市構成員）県より提示された様式を使用している。
- ⇒（葛飾区構成員）本WTの出席者が情報部門担当のみなので事務を把握できていない。
- ⇒（二宮町構成員）県より配布されている様式を使用している。
- ⇒（厚労省情参室）都道府県から配布されている様式は都道府県毎に定められた様式が使用されている可能性がある。一方で市区町村は標準準拠システムに切り替えることで、標準様式を利用することになる。その場合の都道府県様式との差異についてどのように整理すればよいか。
- ⇒（小山市構成員）標準準拠システムで定められた標準様式で統一されるのが望ましいと考える。
- ⇒（千葉市構成員）自治体で定めているが、標準様式にあわせることになると考える。

- ⇒（二宮町構成員）基本的には標準様式にあわせる形になると考える。
- ⇒（厚労省情参室）標準様式にあわせるという判断権限は市区町村側にあるか。
- ⇒（二宮町構成員）市区町村側に判断の権限があるわけではなく、標準様式として定められるため、標準様式にあわせることになるのではないかという現時点での回答である。
- ⇒（厚労省情参室）市区町村側が現行の様式から、標準様式に変更するためには都道府県の実情の了解を得た上で、標準様式に変更できるというのが基本的な考え方にある。その上で、大阪府、東京都としては、標準様式へ切り替えていただけるという理解でよいか。
- ⇒（大阪府構成員）その認識で問題ない。
- ⇒（東京都構成員）東京都としても問題ないと思うが、関係各所と調整していないため断言は難しい。ただし、今後標準様式に切り替わる方向性であるという認識はできた。

○葛飾区構成員

- ・（資料2の10ページ）印字項目の実装オプション項目の対応については、見やすさなど考えると対応案2の「*」での印字項目を埋める対応のほうがいいかと思うが、他自治体構成員の意見も踏まえて対応案1の備考欄での対応でも問題ない。
- ⇒（事務局）引き続き障害者福祉システムの他のWTがあるので、他のWTの意見も踏まえて最終判断をさせていただく。

○葛飾区構成員

- ・語彙の共通化について、以前、話があったと思うが、住民記録システム標準仕様書【第2.0版】には特段、記載されていなかった。また、本日の説明の帳票レイアウト上の文言で「氏名」や「名前」と記載されており、表記の揺れが見受けられた。そのため、ある程度、語彙の表記について整理した上で、今後の標準仕様の作成を進めたほうがよいと感じた。
- ⇒（事務局）データ要件の中で語彙の揺れについて正していく予定となっているため、引き続き対応をさせていただく。

○厚労省情参室

- ・9月15日の介護保険システム等検討会にてデータ要件、連携要件の検討状況についてWTの中で情報提供をいただけたとの話があったが、次回のWTにて情報提供をいただくことは可能か。
- ⇒（デジタル庁）データ要件、連携要件については、デジタル庁にて厚生労働省とも連携しながら進めているところであるが、次回11月のWTには進捗状況という形で提供できる情報もあると思うので、共有をさせていただきたい。

○大阪府構成員

- ・ご意見記入シートについては大阪府の意見を記入する予定であるが、大阪府内の市町村へ声をかけて記載したほうがいいのか。
- ⇒（事務局）期間も2週間ほどしかないため、まずは大阪府のみの意見でお願いしたい。今後の予定として、1月以降に標準仕様書第1.1版案について全国への意見照会を実施させていただく予定なので、各市町村はそちらにて確認いただく予定である。

○大阪府構成員

- ・特別児童扶養手当の資料を確認したところ、請求書関係については標準様式が定められていないようである。これらは標準様式でないことから、今後も府が指定する帳票を使用するとの認識で問題ないか。
- ⇒（事務局）国制度手当も同様であるが、全国意見照会で申請書等をシステムから出力してほしいとの意見がほとんどなかったため、システムからの出力ニーズがないと判断した結果、標準仕様に定めていない。
- ⇒（大阪府構成員）大阪府内の市町村では申請書関係もシステム化している自治体も見受けられるため確認をさせていただいた。
- ⇒（事務局）申請書、届出書を標準様式として定めていないことについて、大阪府としては懸念していると意見をいただいたので、厚生労働省とも協議の上、対応について検討をさせていただく。
- ⇒（葛飾区構成員）申請書、届出書については、申請書の様式を事前にコピーして棚などに用意し、申請者が窓口を訪れた場合、申請書にすべて手書きをしてもらっている運用をしていると予測される。葛飾区の情報部門としては、住民サービスへの向上の意味からも、システムを利用できる運用にしたいため、大阪府構成員の意見に賛同する。
- ⇒（事務局）大阪府構成員、葛飾区構成員の意見を受けて、手当関係の申請書等はシステムから印刷してほしいとの意見が多いようであれば、標準仕様に追加する方向で進めたいと考えているが他の構成員様の意見についても確認したい。
- ⇒（千葉市構成員）千葉市では標準準拠システムについて、令和7年度に向けて切替える方針で進めており、帳票についても標準様式にもっていく方針であるため、追加の方向で問題ない。ただし、県との様式が異なるのであれば、そこは県とも調整しながら進めることになる。
- ⇒（小山市構成員）小山市では県の指定した申請書様式をコピーして、申請者に全て記載してもらう運用であるため、標準仕様に追加され氏名等がシステムから印字できるようになるのであれば追加は賛成である。システムから氏名等が印字されないのであれば追加の意味はないと考える。
- ⇒（二宮町構成員）小山市の意見と同様である。また、この話は手当関係の申請書に限った話でもないため、その辺りも含めて考えていく必要があると思う。
- ⇒（船橋市構成員）小山市、二宮町と同じ意見であり、氏名や住所は印字してもらえるのであれば追加の意味はあると思う。
- ⇒（事務局）手当関係以外の手帳、自立支援医療、障害福祉サービスについては申請書等を標準仕様に追加しており、氏名や住所といった情報も印字できるようにしている。現時点では手当関係のみ標準仕様に追加してほしいという意見がなかったため、追加されていない状況である。今回、各構成員の意見を受けて追加する方向で検討をさせていただく。（検討課題一覧No244）

以上